

受付番号 ()
受付年月日 令和 年 月 日

機密および個人情報の守秘に関する誓約書

令和 年 月 日

公益財団法人 こども教育支援財団 御中

住所

フリガナ

氏名

印

私は貴法人及び同グループ法人（以下、当グループという）において、業務上知り得た機密および個人情報に関して、在任中は元より、退任後も下記の事項を遵守することを誓約いたします。

<p>1. 業務を遂行する過程で知りえる一切の機密情報を、当グループおよび当法人顧客の機密情報と認識し、私に対する指揮命令者を除く当グループ役員、社員などの従事者およびその他第三者に漏洩もしくは開示を致しません。また、自己の利益のためのもの若しくは当グループと競合する他の事業者その他の第三者にも機密情報を漏洩または開示をしません。</p> <p>2. この場合の機密情報とは、機密資料として区分、機密資料名の具付印記、機密資料の守秘期間などの機密若しくは秘密である旨を明示されており又は社会通念として秘密内容であることが明白なものの情報であることを確認します。</p> <p>3. 取り扱う個人情報については、私に対する指揮命令者を除く当グループ役員、社員などの従業者およびその他の第三者に漏洩もしくは開示をいたしません。また、自己の利益のためのもの若しくはその他の第三者に個人情報を漏洩または開示をいたしません。さらに個人情報の取扱いは業務の遂行上正当な理由のある場合に限って行います。</p> <p>4. 個人情報とは、当該本人に関するすべての情報（私生活に関するものも含まれる）であって、かつ具体的に特定の当該本人の氏名、連絡先もしくは住所等の明らかとなる事項（識別情報）の事を指し、いかなる漏れの手段を問わずプライバシー侵害の不法行為（民法709条）ともなり、漏れないように取り扱わなくてはならない事項であることを確認します。</p> <p>5. 特に、個人情報等について、次の者以外からの情報提供を受けることはプライバシー侵害となることを確認いたしました。</p> <ol style="list-style-type: none">1) 個人情報取扱を必要最小限で限定された職務権限者の業務遂行に必要として、公式もしくは正当な理由をもつ従事者である事が明白もしくは証明された者。2) 当該本人と生計を同一にする親族で、その関係であることを証明した者。3) 当該本人が未成年である場合において、親族でその関係であることを証明した者。4) 住民からの依頼に応じて、消息不明となった当該本人の行方調査をしている地方公共団体の職員で、その場合調査及び職員であることを証明した者。5) 刑事訴訟法第197条第2項の規定による照会をした捜査機関の職員（警察官、検事）で、その場合職員であることを証明した者。	<p>6. 施設、機器並びにネットワーク環境等を利用するにあたり、機密および個人情報の秘密を守るために、次のことを実行します。</p> <ol style="list-style-type: none">1) 施設、設備、機器、ネットワーク環境並びにその他備品等を、業務を遂行する目的以外で使用しないこと又は許可なく事業外持ち出さないこと。2) 職務権限者の許可無く機密又は個人情報（紙、FD、CD、DVD、フラッシュメモリ等の記録媒体に記録し、又は電子媒体（メールアドレスへのメール発言や転送等を含む）等を用いて外部へ持ち出さないこと。3) 事業所の設備外の機器を使用する場合は、ウイルスソフトのインストールを行い、かつウイルスチェックを済ませた上で使用すること。4) ウィルスチェックをしていないFD、CD、DVD、フラッシュメモリ等の記録媒体を使用しないこと。5) ファイル共有ソフト、その他の業務を遂行する上で必要なホストへのログインを試みとか、機器内情報（機器に関する情報およびこれら保持する情報）にアクセスするなどのことをしないこと。6) 職務権限者の指定もしくは許可していないソフトを起動又はインストールしないこと。7) 故意またはわざかの注意をすれば当該本人にもわかるはずの注意をしないことのため発生が守見できる、機密および個人情報の漏洩を防止すること。 <p>7. 法令と事業所の規則等を遵守し、機密および個人情報の秘密を守ることを誓約します。また、自他共に法令と事業所の規則等についてその違反事実を知ったとき、並びに自他共にこれと同一の誓約書内容に違反した事実を知ったときには、直ちに職務権限者に直接報告します。</p> <p>8. 上記事項のいずれかに反したことにより、ボランティア登録を当グループから抹消処分を受け、ボランティア協会にその旨を通知されたとしても、私は一切異議を申し立てず当グループの処分を認めます。</p> <p>9. 万一、上記事項のいずれかに反したことにより、当グループに損害を与えた場合は、その責めをひきかかり賠償請求をされたとしても異議を申し立てず、その請求を認めます。</p>
--	---